

公益法人改革スタート

公益か一般の二者択一

既存の公益法人が、新たに規定された「公益社団・財団」か「一般社団・財団」の認定・認可を受けていずれかに振り分けられる、「公益法人改革」が1日からスタートする。既存公益法人が5年間で認定・認可を受けられなかったり、移行申請しない法人は解散となる。約2万5000の既存社団・財団にとって、どちらの道を選択しても、さまざまな課題に直面するのは事実で今後、各団体ごとに白熱した議論が展開されそうだ。

公益社団・財団の認定と一般社団・財団の認可は、国所管法人は国の公益認定等委員会が、都道府県所管法人は47都道府県ごとに設置されている合議制機関がそれぞれ行う。業界団体の場合、全国団体は国の公益認定等委員会が、都道府県建設業協会などは合議制機関が判断することになる。

業界団体のなかで先行的に取り組みを開始している全国建設業協会は、公益法人改革への対応を目的に今年度からプロジェクトチームを設置、全建傘下の都道府県建設業協会の対応支援も視野に専門家を招いた勉強会を重ねている。

一方、都道府県ごとの合議制機関に判断を委ねる、建協など都道府県所管の業界団体の具体的議論は進んでいないのが現状だ。

都道府県の合議制機関は設

移行必然も慎重な議論必要

置されても、既存公益法人向け説明会や相談会の開催回数などについて温度差があるほか、建協の支部自体が公益法人の場合の対応や、活動期間が長いゆえに保有資産である建設会館などの資産を簿価から時価に洗い替えた時の、公益認定や一般社団で求められている公益目的支出計画作成への影響を含め、多角的で複雑な分析が必要ことが理由。

ただ5年間に、公益、一般いずれかに移行できなければ、既存団体は解散となるため、既存公益法人すべてが今後、公益法人改革への議論を本格的に進めることになりそうだ。

全建が11月27日に開いた全国会長会議でも、全建は公益法人制度改革の概要を資料としてまとめ、「既存公益法人が、（公益社団もしくは一般社団に）移るのはそう簡単で

はない」とした上で、「（提出書類の）作文を出すだけでは後々苦労することになる」と出席した都道府県建協会長と建協事務局幹部に要請した。